

## 論文内容の要旨

本研究では、中小企業支援に関わる公的資格として中小企業診断士を取りあげる。中小企業診断士に関する学術研究の蓄積は十分ではない。既存研究は行政側に偏っており、民間側（特に資格者）の目線にたったものは見あたらない。2000年に中小企業診断士の政策的位置づけは官から民への移行（公務員の資格から民間コンサルタントへ）とされた。学術研究の面では、公的位置づけを離れることによって中小企業診断士に関する記録が残りにくくなるのではとの懸念もある。また、時の流れとともに過去を知る資格者が徐々に少なくなりつつある状況にも危機感を憶えている。戦後まもない中小企業診断員制度の創設から60年以上がすでに経過している。そこで、関連する事実をまとめ、民間（特に資格者）の目線で新たな認識を提示することを企てる。過去を総括したうえで中小企業診断士の今後の発展に貢献しうるものを目指す。また、学術研究としてだけでなく、実務的な側面においても中小企業診断士へ成果を還元するものをねらう。本研究のリサーチ・クエスチョンは、民間（特に資格者）の目線に基づく歴史的アプローチによって「中小企業診断士の意義と課題を明らかにしたい」というものである。課題があるならば、それを明確にして中小企業診断士がよりよいものに向かうため、研究を通じた貢献を図る。意義があるならば積極的に評価する。これらがリサーチ・クエスチョンとその背景にある研究のねらいである。

時代区分については概ね以下のように考えることができる。対象範囲は1940年代以前から現在までである。区分した根拠だが、中小企業診断士制度や資格ビジネスの節目による。

- ・ 第一期      1945年以前～1960年代前半  
                 中小企業庁の設立から中小企業診断協会の創設
- ・ 第二期      1960年代前半～1980年代前半  
                 中小企業基本法と資格ビジネス・民間コンサルティングの萌芽
- ・ 第三期      1980年代後半～1999年  
                 資格ブームの到来と公的診断の衰退
- ・ 第四期      1999年～現在

## 新しい制度と資格の矛盾、資格ビジネスの変化

第一期は、戦後に中小企業政策の必要性が説かれ、また中小企業庁が設立され、診断指導政策としての中小企業診断員制度が立ち上げられた時期である。当時の診断指導政策は、疲弊した戦後経済を打破しようとする画期的な試みであった。この時期の診断は科学的管理法、能率技師たちのノウハウを基本にしており、荒木東一郎や園田理一らを代表として、コンサルティング業界や中小企業診断士制度に尽力するコンサルタントが登場した。民間コンサルティング会社も未発達であったことから、都道府県や中小企業庁の役人自らが汗をかく官主体のコンサルティングであった。

第二期は、中小企業基本法、中小企業指導法が施行され、中小企業診断員の試験が始まり、資格ビジネスや民間コンサルティングの萌芽を迎えた時期である。診断指導政策は、中小企業基本法の枠組みのなか、他政策と連動して展開されるようになり、一般診断や近代化促進診断などの多様化が進む。また、試験開始に伴い、日本マンパワーや企業経営通信学院といった資格ビジネスが登場し、多数の中小企業診断士を輩出する。しかしながら、当時の中小企業診断士や資格ビジネスは、士（さむらい）商法と混同されることもあり、社会的な認知や信頼は現在に比して低いものであった。一方、外資系コンサルティング会社進出等によって、民間コンサルティング会社は萌芽の時期を迎える。オイルショックに現れる高度経済成長の終わりは、『企業参謀』のような診断技術の転換をもたらし、科学的管理法にとってかわることとなる。

第三期は、バブル経済を背景として、宅建を契機とした資格ブームが起り、中小企業診断士を含む資格ビジネスが活発化した時期である。コンピューターの発達に伴い、中小企業診断士試験には従来の工鉦業および商業に加えて情報部門が設立され、受験者の間口をさらに広げた。TACのような規模の成長を目指す資格ビジネスも登場し、中小企業診断士の受験者数は伸長していく。もともと、宅建資格の注目に端を発した資格ブームだが、バブル経済がはじけた後も教育訓練給付金の後押しで隆盛を継続していく。他方、都道府県が担っていた公的診断は、民間コンサルティング会社の発達に伴い、終息を迎える。

第四期は、中小企業指導法から中小企業支援法へと法改正がなされ、中小企業政策の方向転換のさなか、中小企業診断士も官から民へと変革する時期である。中小企業支援法の成立過程では、中小企業診断士をどのように変容させるのかが議論となり、法律上の国家試験というかたちで存続させることが設計者を含めた判断で決まった。資格者の

なかには、従前の中小企業指導法下でも国家資格であるとの認識を持つ者がいたため、かかる変更は驚きを与えた。中小企業支援法では、公務員から民間のコンサルタントと診断士の位置づけが変更される。試験制度についても、工鉱業、商業、情報の部門制は廃され、記述式から選択式へと変わる。試験制度変更は環境変化として資格ビジネスに波及する。過去の指導ノウハウによって優位を築いてきた日本マンパワー、企業経営通信学院は大きく後退し、現在では資本力に勝る TAC の独占的市場となっている。

診断士制度本来の目的は中小企業支援である。中小企業診断士の課題とは、中小企業支援が停滞する「制度の機能不全を克服すること」である。たとえば 2006 年問題である。まず、中小企業支援に直接的に関わる人材が少なくなり、中小企業に対して経営改善の可能性が狭まる弊害がある。多大な労力・時間を投じて資格を取得した人々が中小企業診断士資格の維持すらままならないのであれば、資格者個人のキャリアにとっても大きな損失であろう。中小企業支援に対する協力を期待して、中小企業診断士制度を整備した行政側からみても、望ましい結果ではない。資格休止者の顕在化は、中小企業診断士制度が機能不全に陥っている部分を如実に示している。また、診断士の独立開業、企業内診断士から独立診断士への移行が必ずしも円滑でないことも機能不全といえる。独立診断士は、中小企業支援を生業とする。独立診断士の増加は、中小企業に対する外部人材が増えるということである。公的診断が衰退した現在、行政側の役割は予算をつけるか、制度を整備するか whichever で、中小企業経営者とともに汗を流して手を動かすことはない。中小企業支援において、中小企業経営者とともに行動して支援しうる独立診断士の活動が重要なのである。したがって、中小企業診断士制度の現時点の問題として「制度の機能不全」が生じている。中小企業支援の停滞につながる 2006 年問題、資格ビジネスの強力かつ偏った情報発信、大蔵省と通商産業省の政争によるあいまいな中小企業診断士資格の位置づけなど、官と民の動きが複雑に折り重なり、現在の課題につながっている。

中小企業診断士の社会的な意義は、戦後から現在に至るまで中小企業に対する直接的支援を果たしてきたこと、理論を実践する有識者を育成してきたことが挙げられる。現在、設計者（行政）、育成者（資格ビジネス）、資格者（中小企業診断士）の三者が互恵関係にある状況のもと、中小企業診断士は機能している。設計者は、育成者にビジネスチャンスを与え、資格者に国家資格を付与する。設計者に対しては強力な情報発信、資格者に対しては人材育成を行い、育成者は二者へ貢献する。また、設計者には中小企業支援を通じた貢献、育成者には収益や労務の提供など、資格者も二者へ寄与している。このように三者はおのおの互恵関係にあり、今日では切り離すことができない。特に 80 年代後半からの資格ブームで資格ビジネスが力を増して以来、また 2000 年の中小企

業支援法で診断士が民間コンサルタントと位置づけられて以来、その傾向は強まっている。特に中小企業指導法から中小企業支援法改正の時期は重要である。従前の「公務員による診断」という制度設計であれば、資格付与によって資格者に対してどのような便益があるかを考慮する必要性は少なかった。しかし、民間コンサルタントと位置づけが変わった以上、資格者は自らのキャリア形成につながるかどうかを重視する場面が多くなる。単に資格を付与するだけでなく、設計者はいかに資格者のキャリア形成につながるかを検討していく必要がありうる。このような三者の互惠関係を踏まえて、今日では中小企業診断士の社会的意義が成立している。

以上